

裁判実務の壁を突破した画期的勝利和解！ 「憲法」を輝かせる大切な一步に

<経緯>

3月30日に判決が言いわたされるはずでした。

「支援する会」世話人（数名）は、「判決の日」の詳細なスケジュールを確認しあっていた、3月28日の夜まで。

3月28日夜、少し遅くなってから、「極秘。裁判所から和解の打診あり。判決2日前の和解勧告は異例中の異例。受け入れるかどうかは未定ゆえ、他に漏らさないで」という事務局長からのメールが世話人に入りました。

こんなに判決直前になってからの和解勧告は「聞いたこともない」。

「ありえない」と多くの世話人が受けとめました。

損保会社がからんでいます。「本社の決裁」をとるのに最低でも1ヶ月はかかる、というのが（少しでもこういう件について知識のある人にとっては）常識です。

「和解になるにしても判決になるにしても、最終的に決まるのは30日朝」と原告代理人からは言われていました。

ところが「和解」のためには弁論再開が必要だった（この民事訴訟法の規定に関しては今はパス）。29日夕方、裁判所から司法記者クラブに「弁論再開」（つまり「判決」ではない、ということ）という連絡があったそうです。

原告代理人に（「支援する会」事務局長にも）、マスコミから一斉に取材が入り、「支援する会」世話人に連絡するどころではなくなっていました。

で、世話人は29日夜のTVニュースで「30日に和解成立へ」を知ることになりました。

この裁判はかなり「原告側がおしている」という感触がありました。

「少しは前進した判決のはずだから、判決を貰えば良いのに」という声もありました。

また世話人らの経験では「和解」にあまり好印象をもっていない、ということもありました。不安の声もあった・・・

でも私は信じていました。

これまでの原告のピシッと背筋の伸びた姿勢、原告代理人弁護士の高い理論水準。

ダメな「和解」を受け入れるはずがない。

結審後に裁判所に届けられた全国からの声も、裁判所の心を動かしているはずだ。

<法廷で>

入廷前に「和解」ということはわかっていたのですが、中味は全く知らされていません。

「裁判長が和解条項を法廷内で読み上げる」というのが和解条件だった、と聞いたとき、「これは素晴らしいに違いない」と思いました。

倉田慎也裁判長は、まず冒頭に「生命の平等を訴える遺族の主張を踏まえ、損害の公平な分担をすべきだと考えた」と述べました。

「生命の平等」にはっきりと言及しました。

事実上「原告の言い分は、全くもってその通りだ」と言ったに等しい。

<和解条項>

そして和解条項の読み上げがありました。

(和解条項は、 <http://www.tokuyamadam-chushi.net/itowakai.pdf> に)

金額がどうこうは原告代理人に説明されないと「わからない」。
しかし和解条項「1」はきくだけで「わかる」
「全面的勝利」と私は感じました。

私は全くのシロウトですが、この日に原告代理人から説明されたことを基にして少々。

<逸失利益>

「障害者の逸失利益はゼロ円」

耳を疑う話ですが、それがこれまでの判例などにより裁判実務のありかたでした。

軽度の障害児（者）に対しても非常に低い「逸失利益」しか認められてきませんでした。
伊藤晃平君のように最重度と判定されている障害児（者）の逸失利益は「ゼロ円」しか認められてきませんでした。最重度障害の人には、全く就労可能性を認めてこなかったのです。

この和解条項では、就労の可能性を認め、773万8370円まで認めました。

金額も「破格」の高額です。

伊藤晃平君は最重度障害と判定されていました。。画期的です。

就労可能性を認めながら、障害年金1級（『働けない』との判定）を基に計算したのは一種の論理矛盾ですが、最低賃金を基に計算するより高額になります。できるだけ「健常者」に近づけるためにこういうテクニックを使ったのだろう、と思います。

<慰謝料>

慰謝料は「障害者か健常者か」で違うはずがないのに、これまでは差別がありました。

この和解では「ごく普通の」金額となっています。つまり差別はない。



「障害者の権利」を大きく前進させました。

今は、丁寧に論証することができませんが（「原告最終準備書面」を読んで頂ければ、少しわかっていただけるのではないかと）日本国憲法の下での「人が平等に尊重されて生きる権利」を大きく前進させたといえます。

憲法14条と25条がリンクし、「誰もが（すべての人が）等しく尊厳をもって生きる」ことの権利性を固めることに貢献します。

どうか皆さん、この「勝利」を喜んで下さい。

そしてこの地平を広げて下さい。

「誰もが（すべての人が）等しく尊厳をもって生きる」社会の実現に向けて！！！！

近藤ゆり子

2012.4.1